

改正

昭和51年11月12日規則第72号
昭和53年9月1日規則第69号
昭和54年5月22日規則第42号
昭和55年4月25日規則第51号
昭和56年3月31日規則第40号
昭和57年3月26日規則第18号
昭和58年7月19日規則第43号
昭和59年3月30日規則第46号
昭和60年6月14日規則第49号
昭和61年7月29日規則第82号
昭和62年8月25日規則第67号
昭和63年6月7日規則第56号
平成元年6月30日規則第79号
平成2年7月31日規則第42号
平成3年7月19日規則第46号
平成4年7月28日規則第78号
平成5年9月28日規則第67号
平成6年3月31日規則第166号
平成6年8月22日規則第198号
平成7年7月14日規則第78号
平成8年6月28日規則第54号
平成9年7月10日規則第106号
平成10年7月15日規則第116号
平成11年7月12日規則第128号
平成12年7月14日規則第211号
平成15年6月12日規則第80号
平成16年3月31日規則第53号
平成16年6月11日規則第65号
平成16年12月28日規則第110号
平成17年3月28日規則第21号
平成18年3月31日規則第74号
平成20年11月28日規則第84号
平成21年3月13日規則第7号
平成25年8月30日規則第69号
平成26年3月28日規則第33号
平成27年3月27日規則第28号
平成28年3月25日規則第14号
平成29年3月24日規則第23号
平成30年3月27日規則第7号
平成31年3月12日規則第5号
令和2年6月12日規則第39号
令和3年3月26日規則第15号
令和4年3月25日規則第10号
令和5年3月17日規則第10号

高等学校定時制課程修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則
題名改正〔昭和51年規則72号・平成11年128号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例（昭和50年岩手県条例第3号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和51年規則72号・平成11年128号〕

(貸付対象者)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める者は、その者の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金（以下「修学資金」という。）を受ける年に見込まれる知事が定めるところにより算定したその者の属する世帯の収入の額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額の1.5倍未満であるとその者の在学する高等学校の長（条例第2条に規定する広域通信制課程（以下「広域通信制課程」という。））に在学する者にあつては、知事。以下「知事等」という。）が認める者とする。

2 条例第2条第4号の規則で定める基準は、履修計画が入学後4年以内で修了し卒業までに至るものとし、修学資金の貸付けを受けようとする年次の前年次までに修得した教科に属する科目の単位数及び当該年次において履修しようとする教科に属する科目の単位数が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める単位数以上（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第8条の2において同じ。）において年次別の履修方法を定めている場合にあつては、当該年次別の履修方法に係る単位数）とする。

区分	前年次までに修得した単位数	当該年次において履修しようとする単位数
1年次生		18
2年次生	18	18
3年次生	36	18
4年次生	54	卒業に必要な単位数から前年次までに修得した単位数を差し引いた単位数

一部改正〔昭和51年規則72号・53年69号・54年42号・55年51号・56年40号・57年18号・58年43号・59年46号・60年49号・61年82号・62年67号・63年56号・平成元年79号・2年42号・3年46号・4年78号・5年67号・6年198号・7年78号・8年54号・9年106号・10年116号・11年128号・12年211号・15年80号・16年65号・18年74号〕

(貸付けの申請)

第3条 条例第2条の規定による申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付申請書を知事等に提出しなければならない。

一部改正〔昭和51年規則72号・平成11年128号・21年7号〕

(保証人)

第4条 条例第3条第1項に規定する保証人（以下「保証人」という。）は、申請者に父、母、親権者又は後見人（以下「父母等」という。）がある場合にあつては1人は申請者の父母等、1人は申請者の父母等以外の者であつて独立して生計を営む成年者（以下「独立生計者」という。）、申請者に父母等がない場合にあつてはいずれも独立生計者でなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 知事等は、第3条の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金を貸し付けることに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付決定通知書により、修学資金を貸し付けないことに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔昭和51年規則72号・平成11年128号・21年7号〕

(誓約書)

第6条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から20日以内に別に定める様式による誓約書を知事等に提出しなければならない。

一部改正〔昭和51年規則72号・平成21年7号〕

(借用証書)

第7条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、修学資金の貸付けが完了したとき、又は条例第6条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたときは、既に貸付けを受けた修学資金の総額に対する別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金借用証書を知事等に提出しなければならない。ただし、借受者が第10条第2項の規定による償還債務の免除の決定の通知を受けたときは、この限りでない。

一部改正〔昭和51年規則72号・平成21年7号〕

(特別貸付)

第8条 条例第5条ただし書の規定によりあらかじめ2月分の修学資金の貸付け（以下「特別貸付け」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付申請書を知事等に提出しなければならない。

2 知事等は、前項の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、特別貸付けをすることに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付決定通知書により、特別貸付けをしないことに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔昭和51年規則72号・平成11年128号・21年7号〕

(貸付けの休止の基準)

第8条の2 条例第7条第3項の規則で定める基準は、入学後の各年次における修得した教科に属する科目の単位数が借受者の在学する高等学校において定められた卒業までに修得させる教科に属する科目の単位数を原則として4年以内で修得し卒業までに至ると認められる単位とする。

追加〔昭和51年規則72号〕、一部改正〔平成3年規則46号〕

(償還明細書)

第9条 条例第8条第1項の規定により修学資金を償還しなければならない者（次条第2項の規定による償還債務の免除の決定の通知を受けた者を除く。）は、当該理由の生じた日（同項の規定による償還債務の履行の猶予の決定の通知を受けた者にあつては、当該猶予の期間満了の日）から20日以内に別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還明細書を知事等に提出しなければならない。

2 前項の規定により高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還明細書を提出した者が修学資金の償還方法を変更しようとするときは、別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還方法変更承認申請書を知事等に提出して、その承認を受けなければならない。

一部改正〔昭和51年規則72号・平成11年128号・21年7号・28年14号〕

(償還の免除等)

第10条 条例第9条の規定による償還債務の免除又は条例第10条の規定による償還債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除（償還猶予）申請書を知事等に提出しなければならない。

2 知事等は、前項の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除（償還猶予）申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還債務の免除又は償還債務の履行の猶予をすることに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除（償還猶予）決定通知書により、償還債務の免除又は償還債務の履行の猶予をしないことに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除（償還猶予）不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔昭和51年規則72号・平成11年128号・21年7号〕

(収入額等報告書)

第11条 借受者は、修学資金の貸付けを受けてから修学資金の貸付けが完了し、又は条例第6条の規定により廃止されるまでの期間、毎年4月20日までに別に定める様式による収入額等報告書を知事等に提出しなければならない。

一部改正〔昭和51年規則72号・平成18年74号・21年7号〕

(届出)

第12条 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、別に定める様式による高等学校定

時制課程及び通信制課程等修学資金貸付辞退届を知事等に提出しなければならない。

2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事等に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 県内の高等学校の定時制の課程（学年による教育課程の区分を設けない高等学校の定時制の課程（以下「単位制課程」という。）を除く。以下「定時制課程」という。）、単位制課程若しくは高等学校の通信制の課程（広域通信制課程を除く。以下「通信制課程」という。）若しくは広域通信制課程に在学する者でなくなったとき、又は広域通信制課程に在学する者が県内に住所を有しなくなったとき。

(3) 転学したとき。

(4) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(5) 定時制課程若しくは単位制課程に在学している者が休学し、若しくは長期にわたって欠席したとき、又は単位制課程、通信制課程若しくは広域通信制課程に在学している者が学習を中断したとき。

(6) 定時制課程又は単位制課程に在学している者が復学したとき。

(7) 定時制課程に在学している者が同一学年の課程を再度履修することとなったとき。

(8) 単位制課程、通信制課程又は広域通信制課程に在学している者の履修状況等が第2条第2項に規定する基準に達しなかったとき。

(9) 保証人の氏名、住所若しくは職員に変更があったとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が生じたとき。

(10) 職業又は勤務先を変更したとき。

(11) 修学資金の貸付けを受けている間において、公益財団法人岩手育英奨学会が行う奨学金の貸付けを受けることとなったとき。

3 保証人は、借受者が病気その他やむを得ない理由により前項の届出をなし得ないときは、借受者に代わりこれを届け出なければならない。

4 保証人は、借受者が死亡したときは、直ちに別に定める様式による死亡届に死亡診断書を添えて知事等に届け出なければならない。

5 借受者は、保証人を変更しようとするときは、新たに保証人となる者の別に定める様式による保証書を知事等に提出しなければならない。

一部改正〔昭和51年規則72号・平成3年46号・9年106号・11年128号・16年53号・110号・17年21号・20年84号・21年7号・27年28号〕

(貸付台帳等)

第13条 知事等は、修学資金の貸付けを行ったときは、別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付台帳及び別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付整理簿を備え付け、所要事項を記載するものとする。

一部改正〔昭和51年規則72号・平成11年128号・21年7号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成25年規則69号〕

2 平成25年8月30日から令和6年3月31日までの間に第5条の規定による修学資金の貸付けの決定を受ける者に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第174号）による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）をいう。）」とする。

追加〔平成25年規則69号〕、一部改正〔平成26年規則33号・27年28号・28年14号・29年23号・30年7号・31年5号・令和2年39号〕

附 則（昭和51年11月12日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年9月1日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年 5 月22日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年 4 月25日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月31日規則第40号）

この規則は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月26日規則第18号）

この規則は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和58年 7 月19日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年 3 月30日規則第46号）

この規則は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年 6 月14日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則第 2 条第 1 項の規定は、昭和60年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和61年 7 月29日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則第 2 条第 1 項の規定は、昭和61年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和62年 8 月25日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則第 2 条第 1 項の規定は、昭和62年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和63年 6 月 7 日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の規定は、昭和63年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年 6 月30日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 7 月31日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 7 月19日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則第 2 条第 1 項の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 7 月28日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 9 月28日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 3 月31日規則第166号）

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は通知する申請書等又は通知書について適用し、施行日前に提出し、又は通知した申請書等又は通知書については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 8 月22日規則第198号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 7 月14日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年6月28日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年7月10日規則第106号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第2条第1項の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年7月15日規則第116号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年7月12日規則第128号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則（第2条第1項の改正規定中「280万円」を「282万円」に改める部分に限る。）による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年7月14日規則第211号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成15年6月12日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第53号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月11日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日規則第110号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

3 施行日前にされた破産の宣告に係る届出の義務に関するこの規則による改正前の（中略）高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則（中略）の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日規則第21号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）附則第14条の規定により独立行政法人日本学生支援機構が同条第1項に規定する業務を行う間におけるこの規則による改正後の第12条第2項第11号の規定の適用については、同号中「財団法人岩手育英奨学会」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）の規定による奨学金又は財団法人岩手育英奨学会」とする。

附 則（平成18年3月31日規則第74号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例（昭和50年岩手県条例第3号）第2条に規定する県内の定時制課程、単位制課程、通信制課程又は広域通信制課程に新たに在学することとなる者（以下「新規在学者」という。）が行う高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金の貸付けの申請（以下「申請」という。）について適用し、同日以後に新規在学者以外の者が行う申請及び同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

3 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における新規在学者が行う申請に対する改正後の規則第2条第1項の規定の適用については、同項中「1.5倍未満」とあるのは、「2.0倍未満」とする。

附 則（平成20年11月28日規則第84号）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成21年3月13日規則第7号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県立学校授業料等条例施行規則、学校施設設備基金条例施行規則、高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則、博物館条例施行規則、岩手県に所有権が帰属する埋蔵文化財の取扱いに関する規則及び美術館条例施行規則（以下「県立学校授業料等条例施行規則等」という。）に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書等について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の県立学校授業料等条例施行規則等に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成25年8月30日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月12日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月12日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。